

# 要 望 書

令和5年2月7日

長野県知事 阿 部 守 一 様

長野県障がい者社会参加推進協議会  
会 長 小 林 和 夫



## 構成団体

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会

理事長 小 林 和 夫

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会

理事長 青 木 勝 久

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会

理事長 松 原 武

長野県肢体不自由児者父母の会連合会

会 長 浅 井 茂

長野県手をつなぐ育成会

会 長 中 村 彰

特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会

理事長 草 間 博

日頃、障がい者福祉の進展にご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が制定・施行された事に伴い、障害者目線に沿った県行政への取り組みが促進されますよう、要望書を提出いたします。

さて近年気候の乱れが大変に顕著になっています。令和元年10月、日本に多大な被害をもたらした台風第19号のような自然災害は、その後も想定外の大きな被害を各地でもたらしている、このような状況が日常の普通現象になってしまった感もあります。常に身近に災害の発生する事を想定して、災害対応への心構えを持たなければと考えます。

災害発生時の避難において、我々障害者などに必要となる福祉避難所制度が設けられていますが、今日の気象状況のもと、長野県の福祉避難所への取り組みに期待するところです。

## 1 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の制定後の取り組みについて、実効性を求めます。

- (1) 念願であった「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」が制定され、令和4年4月1日より施行になりました。

(一部 10月1日施行)

条例は、制定することが目的ではなく、実効性のある条例としていくことが大切であると知事も発言していますので、条例の趣旨、内容を県民に広く周知し、真に実効性のある条例としてください。

- (2) 「合理的配慮」の実施(条例第10条)において、障がいのある人等から発せられた、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明に、具体的に対応をした事柄は過去に実施した事業の反省すべき事柄に成りません。

そのため、この反省すべき情報はその当該部局のみに留めるのではなく、各部局が横断的に反省情報を共有する事の出来る仕組みづくりと、その共有した情報が確実に活用されることが大切です。

以上の要望は、令和2年度の知事要望書の中で提出をいたしました。

(令和3年2月2日実施済)

それから約2年近く経過した今日、情報の横断的な共有の実態及びその情報の活用のされ方の実態は、今日どのような状況でしょうか。

## 2 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期再建を要望します。

福祉団体が入居し拠点としていた「長野県社会福祉総合センター（長野市若里）」を老朽化のため取り壊すことになり、令和3年2月に、多くの福祉団体が「長野県長野保健福祉事務所」の建物に移転しました。

移転費用や事務室改装費用は県にご負担いただき、また、県庁にも近いという利点に大変感謝申し上げます。

しかし、感染症対策の地域の拠点にもなる保健福祉事務所に、多くの福祉団体が入居しているという点は、知事としても、解消すべきものと考えていると思います。

各福祉団体の活動拠点として、県下各地から参集し会議等を行うことから、元の施設と同様に、複数の会議室や講堂、駐車場等が設置された「社会福祉総合センター（仮称）」を再建していただきたく要望します。

新社会福祉総合センター（仮称）の建設は、知事の福祉行政への姿勢を示す大きな表徴にもなるものと思いますので、将来的な知事の考えをお示しいただければと存じます。

## 3 障がい者の立場に立った災害支援の充実を要望します。

県、市町村等の災害対策に向けた会議や委員会に、障がい者本人や障害者関連団体及び障害者相談員等が参加し、災害弱者の声をいかした工夫が取り入れられた災害対策となるよう、各市町村の進捗状況、具体的な準備情報について把握した上で、県として各市町村が統一的に対策がとれるようご指導していただきたい。

県下の福祉避難所は、一般避難所における避難者の状況により、市町村の判断で開設される二次的避難所となっているため、スムーズな福祉避難所等への直接の避難ができるようご検討ください。

そのためには、事前に計画されている各福祉避難所へ誰が避難することが出来るのか、その障がい者等の具体的な人員の把握が平常時から定められている必要があります。平常時からの準備等々、県のご指導をお願いいたします。

また、各避難所に各種障がい等対応の専門職員の配置をご検討ください。

#### 4 市町村ごとに身体障害者相談員が設置されることを要望します。

(長野県身体障害者福祉協会)

身体障害者相談員は、身体障害者福祉法第 12 条の 3 で規定された制度であり、日頃から障がいのある人やその家族に寄り添い、信頼関係を築きながら、障がいのある者の相談に応じ、更生のために必要な援助を行うことになっています。

この相談員の設置については、平成 24 年から、都道府県から市町村が行うこととなり、その費用は、市町村に対する地方交付税措置となりました。

また、設置が困難な市町村がある場合には、都道府県が相談員を委託することができることになっています。しかし今日、この相談員を委託している市町村は小数に限られています。

市町村は、上記の法に基づく相談員を委託するとともに、それとは別に更に「基幹相談支援センター」を設置し、常勤の専門職員を置き、相談支援を行っています。

「基幹相談支援センター」は、いわゆる相談窓口の体勢です。そしてここは、身体障害者福祉法第 9 条第 5 項 2 号及び 3 号に規定する市町村の業務を総合的に行う相談制度の組織（障害者総合支援法第 77 条の 2）であって、身体障害者福祉法第 12 条の 3 で規定された相談制度とは、明らかに法的根拠の異なる制度です。この二つの異なる「相談」の制度に対して、県は甲乙の無い対等、平等の支援をお願いします。

私たち障がい者の希望は、生活する地域で、顔が見えて身近に相談できる相談員（障がい者本人やその家族が悩みや経験を生かして相談に応ずる「ピア相談員」も含めて）を、市町村ごとに委託していただくことです。

そして、より高度な対応が必要となる相談は、支援センターの専門職員や、県・市町村が補うような体制づくりの中で、ピア相談員等は、専門支援センターへの橋渡しの存在としての役割が位置づけられると思います。

県においては、県内の状況を把握するとともに、身体障害者福祉法第 12 条の 3 で規定された相談員が、各市町村において委託されるよう、市町村に対して熱心な指導、支援をお願いします。

5 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の制定後の取り組みについて、県が自ら模範を示してください。

(長野県聴覚障害者協会)

多くの県民や事業者等不特定多数の者が来所される県民ホールにテレビが設置されていますが、県の広報番組等に手話や字幕がついていません。

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」において明記されている県の責務を果たすためには、まず、県が自ら情報バリアフリー化の模範を示すことにより、県民、事業者が行う取組への情報提供、助言等の支援を行ってください。

なお、県の広報番組等に手話通訳をつける際は、可能なら、情報がより正確に伝わる聴覚障がい当事者の手話通訳をつけることも検討してください。

6 強度行動障がい児者の実態調査の実施について

(長野県手をつなぐ育成会)

国の研究機関によれば、強度行動障害になりやすいのは重度・最重度の知的障がいがあったり、自閉症の特徴が強いコミュニケーションが苦手な人と言われていますが、はっきりとした人数は分からないのが実態かと承知しています。

そこで、長野県においては一日も早く、県内・各圏域単位等での強度行動障がい児者の実態調査を進めていただくよう要望します。

様々な研究が一段と進み、試行錯誤の支援現場へ、対応・対処等の朗報が届くようにするためには、先ずは、県内の実態調査を推し進め、その結果をもとに、様々な施策等を検討していくことが肝要かと思えます。

全ては、そこから始めなければならないと痛切に感じています。

## 7 精神疾患をお持ちの方への社会参加の推進を要望します。

(長野県精神保健福祉会)

精神疾患をお持ちの方への適切なリハビリシステムがないなか、就労が唯一の社会参加の場となっています。

また、薬による脳の調整だけが治療の中心をなし、疾患の本質的な治療が行われていない状況下での社会参加(就労)となります。精神疾患をお持ちの方への理解・合理的配慮等がない就労環境下で「偏見と差別」で多くの方が挫折し苦い体験をしています。

令和4年6月24日長野労働局発表の令和3年度「障がい者職業紹介状況」では、精神障がい者の「新規求職申込件数2,431件、前年度比15.3%増・就職件数1,210件、13.8%増」となっています。過去のデータによると、半数が1年未満で退職することになります。

我が国が広めた「働かざる者食うべからず」とらわれている当事者、また、社会の圧力は想像を絶するものがあります。

障害者権利条約を批准し、国内法を整備し「社会モデル」への転換普及を進める義務がある国の取り組みは鈍く、精神疾患をお持ちの方への合理的配慮が社会の中で普及が進んでいません。

現状の改善を求め、下記2点の改善を要望します。

- (1) A・B型作業所の精神障がい者通所可能と表示する作業所の許認可を県が与えていますが、許認可事業所での職員の多くは「精神疾患の基礎的な理解」が乏しい事業所が多くみられ、早期退職の大きな原因となっています。許認可の条件を改め、精神障がい者のリハビリを兼ねた社会参加の推進を要望します。
- (2) A・B作業所では、儲けを目的とする株式会社が急激に増加しています。「3障害一緒」と言う曖昧な基準設定を巧みに使い、利益を最優先とする事業者が増えています。監視機能の充実、また、退職者の分析を通じ、社会参加希望を持つ当事者へのサポートを充実することを要望します。

4障第995号  
令和5年(2023年)2月22日

長野県障がい者社会参加推進協議会  
会長 小林 和夫 様

構成団体

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会  
理事長 小林 和夫 様

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会  
理事長 青木 勝久 様

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会  
理事長 松原 武 様

長野県肢体不自由児者父母の会連合会  
会長 浅井 茂 様

長野県手をつなぐ育成会  
会長 中村 彰 様

特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会  
理事長 草間 博 様

長野県知事 阿部 守一

要望書への回答について

令和5年2月7日付けで提出いただいた要望について、別紙のとおり回答します。

健康福祉部障がい者支援課在宅支援係  
(課長) 藤木 秀明 (担当) 勝又 大介  
電話 : 026-235-7104 (直通)  
ファクシミリ : 026-234-2369  
電子メール : shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要 望 項 目 及 び 回 答

1 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の制定後の取り組みについて、実効性を求めます。

〈回答要旨〉

- 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」を実効性のあるものとするため、全庁挙げて取り組んでいます。
- 県民及び事業者に条例の趣旨を理解してもらうため、様々な広報媒体や会議・イベント等のあらゆる機会を活用して普及啓発に努めています。
- 部局横断的に取組を推進するため、庁内連携会議を設置し、全县目標と部局目標を設定し、取組を強化するとともに、各部局間の情報共有を行っています。  
(障がい者就労施設からの優先調達件数の増加、屋根付きの障がい者用駐車場の設置等)
- 4月には当課内に障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置したほか、障がいを理由とする差別を解消するための第三者機関として、10月に共生社会づくり調整委員会を設置し、相談体制と紛争解決体制の整備を図りました。  
(障がい者支援課)

2 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期再建を要望します。

〈回答要旨〉

- 移転により各団体との意思疎通がこれまで以上に円滑に行われる環境となり、県としても県内福祉の向上に向けた取組の連携を密にして進めてまいります。
- 会議室等施設面で御不便をおかけしておりますが、日程等の調整をしていただき利用をお願いいたします。
- 御要望の「社会福祉総合センター（仮称）」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を検討してまいります。  
(地域福祉課)

3 障がい者の立場に立った災害支援の充実を要望します。

〈回答要旨〉

- 様々な災害に対する防災対策の計画を決定する県防災会議に、県介護福祉士会などから委員として参加いただいています。
- 県の防災行政を推進するためには、担当部局と関係団体等とが十分に協議を重ね、その結果を総合的にとりまとめながら進めることが重要と考えておりますので、協議への障害者団体の参加について、健康福祉部をはじめとする関係部局に対し働きかけてまいります。また、市町村に対しても、各市町村の会議等へ参加できるよう依頼してまいります。
- なお、防災に関する情報をわかりやすくまとめた「信州防災手帳」の内容を、県視覚障害者福祉協会と相談し、CD化して対象となる方へ本年度中に配布します。
- 福祉避難所への直接避難の円滑な実施に当たっては、市町村が策定する避難行動要支援者の「個別避難計画」での位置付け及び対象者、対象施設の明確化が重要と考えております。
- 「個別避難計画」の作成の促進については、今年度、県では市町村の職員向けに、全国での好事例の共有や市町村間でノウハウを学ぶ研修を実施し、計画作成支援を実施しました。
- 福祉避難所に避難する対象者や対象範囲については、地域の実情や施設の状況により様々なケースがあることから、先進事例の共有などを通じて、市町村において「直接避難」や「個別避難計画作成」の検討が円滑に進むよう、今後も支援してまいります。

(危機管理防災課、健康福祉政策課)



4 市町村ごとに身体障害者相談員が設置されることを要望します。

(長野県身体障害者福祉協会)

〈回答要旨〉

- 市町村における身体障害者相談員の配置状況について、令和3年12月に確認したところ、7つの市町村が配置している状況です。
- 未配置の多くの市町村は、総合相談を行っている総合（基幹）支援センターがその機能を果たしていること、各市町村に対し相談員配置の要望等が寄せられたことがないとのこと。
- 県としては、障がいのある方が地域で安心して生活するためには、お住いの地域で個別の障がい特性や生活状況等に応じたきめ細かな相談ができる総合的な相談体制の構築・強化が求められていると認識しております。
- 相談員が未配置である市町村では、総合（基幹）支援センターがその機能を果たしていますので、障がいのある方にとって、同センターがより身近で頼れる存在となるよう、引き続き地域の自立支援協議会の場などを活用しながら、相談支援に従事する職員の資質向上をはじめ、相談支援体制の機能強化について検討してまいります。

(障がい者支援課)

5 「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」の制定後の取り組みについて、県が自ら模範を示してください。

(長野県聴覚障害者協会)

〈回答要旨〉

- 庁内連携会議において、情報保障について、障がいの特性に応じた配慮が必要になることの説明を行いました。今後も情報の発信の際は手話や字幕等、複数の手段を意識することを促してまいります。
- 広報県民課で制作している広報番組(CATV)については、引き続き字幕をつけたものを制作してまいります。
- 手話通訳をつけた番組を制作する場合には、聴覚障がい当事者の手話通訳をつけることも検討してまいります。

(障がい者支援課、広報県民課)

6 強度行動障がい児者の実態調査の実施について

(長野県手をつなぐ育成会)

〈回答要旨〉

- 強度行動障がいに対する支援を強化していく必要性については、認識しています。
- 今後、どのような支援がふさわしいかを見極めた上で実態を把握する必要があることから、令和4年度末に出される国の研究結果を待ち、検討していくこととします。
- なお、国の調査においても、今後の課題として、各自治体による強度行動障がい（児）者の把握が挙げられていることから、何らかの形で実態把握の方法が示されるものと考えます。

(障がい者支援課)

7 精神疾患をお持ちの方への社会参加の推進を要望します。

(長野県精神保健福祉会連合会)

〈回答要旨〉

- 関係団体による当事者講師の派遣事業の周知などを通じて、精神障がいに対する理解を深める機会の創出に努め、精神障がいのある方を受け入れる就労継続支援事業所における支援の質の向上を図ってまいります。
- 県自立支援協議会就労支援部会による課題の共有や研修の実施により、障がい者の就労支援に係る地域の体制の強化や、就労継続支援事業所の支援の質の向上を図っているところ。今後も引き続き就労支援に係る質の向上に努めてまいります。

(障がい者支援課)